

天平勝宝以前の讃岐国分寺

渡部 明夫

1. はじめに

讃岐国分寺跡は国分寺町教育委員会によって、昭和58年度から平成3年度にかけて伽藍北部を中心に大規模な発掘調査が実施された。この調査により、四周の溝の中心間で東西220m、南北240mの寺域をもち、講堂跡に建てられたと考えられている現本堂の北に、東西約84m、南北約12m、21間×3間の礎石建物である大規模な僧坊跡が検出され、講堂跡の東で鐘楼跡と考えられる礎石建物跡を、講堂跡の西で掘立柱建物跡を検出した。また、金堂跡と現仁王門を結ぶ回廊跡も確認され、現仁王門は中門跡に建てられたと考えられることから、塔は回廊の中に収まり、大官大寺式の伽藍配置が復元された。僧坊跡の南北中軸線は金堂跡と講堂跡の中心を結ぶ南北線と一致することから、伽藍は寺域の西側4分の1を画する南北線を中軸線とすることが明らかとなった⁽¹⁾。

この伽藍に用いられた瓦は、八葉複弁蓮華文軒丸瓦 S K M01⁽²⁾と均整唐草文軒平瓦 S K H01 Aを最古の組み合わせとして、八葉複弁蓮華文軒丸瓦 S K M03、八葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M02・04、均整唐草文軒平瓦 S K H01 B・Cなどがあり、760年頃には全体がほぼ完成したと考えられた⁽³⁾。

ところが、東大寺式軒平瓦の影響を受けて成立した S K H01 Aを再検討した結果、対葉花文の先端が大きく離れること、三葉文の左右の葉が外湾しないことなどから6732 G・E・J・U・Fa・Fbなど初期の東大寺式軒平瓦や平城宮系の6732 A・C・Oまで遡らせることは困難であり、三葉文の左右の葉が直線的に開く6732 N、対葉花文の外側に置かれた、先端が外側に巻く小葉の足が比較的長い6732 Hなどの成立以降、すなわち神護景雲年間（767～770年）以降と考えられることになった⁽⁴⁾。

一方、『続日本紀』天平勝宝8（756）年12月20日条には、同年5月2日に崩御した聖武天皇の一周忌の齋会を飾るため、讃岐国など26国に灌頂幡・道場幡・緋綱を下し、使用後は金光明寺（国分僧寺）に寺物として収め、必要な時に使用することとしている⁽⁵⁾。

この点については、讃岐国分寺跡からは創建時の瓦と考えられた軒丸瓦 S K M01、02 A、02 L、03 A、03 L、04、軒平瓦 S K H01 A、B、Cなどより先行すると思われる瓦も出土していることから、聖武天皇の一周忌に前身の讃岐国分寺が存在しており、さらに『続日本紀』天平宝字3（759）年11月9日条の「頒下国分二寺図於天下諸国」⁽⁶⁾にみられる全国的な国分寺整備の施策に基づき、770年代を中心とした時期に再整備されたのではないかとした⁽⁷⁾。

本稿ではこれを受けて、再整備前の讃岐国分寺を取り上げ、讃岐国分寺の創建や聖武天皇の一周忌の齋会が行われたと考えられる讃岐国分寺、すなわち天平勝宝以前の讃岐国分寺について考えてみたい。

2. 8世紀中頃以前の讃岐国分寺に関するこれまでの研究

讃岐国分寺跡から8世紀中頃以前とみられる瓦が出土することは、昭和9年に浪花勇次郎氏が十葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M23を採集したことによって初めて注目されるようになった⁽⁸⁾。この瓦は窪んだ小さな中房に1個の蓮子をもち、蓮弁の弁端が連弧状となってわずかに切れ込み、各蓮弁の中房近くに珠文をもつもので、浪花氏は白鳳時代とした。

昭和28年に刊行された『新修香川県史』では、讃岐国分寺跡の瓦には「天平期以前と思われるものがあり」、讃岐国分寺は「天平以前からあった定額寺を転用したものではないかとも考えられる。」としている⁽⁹⁾。

浪花勇次郎氏によって白鳳時代とされた十葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M23については、後に安藤文良氏によって改めて取り上げられ、平安時代とする研究者がいることを紹介しながらも、古式な型であるとして、ここでも奈良時代前期⁽¹⁰⁾に比定している⁽¹¹⁾。

また、讃岐国分寺跡で採集された八葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M24 Aについては、安藤文良氏⁽¹²⁾、中川重徳氏⁽¹³⁾ともこれを奈良時代としている。中川重徳氏はこの中で、昭和43年奈良国立博物館の「飛鳥・白鳳古瓦展」に送ったが、後に出版された図録⁽¹⁴⁾に収録されなかったというエピソードを紹介している。

これに対して、藤井直正氏は、古式とされる瓦は「単子葉弁の端丸瓦で、弁の感じでは一見奈良時代前期のものとも見られるが、製作手法においては後代の模作であり、（中略）奈良時代後期をさかのぼるものではない。」として、S K M23・S K M24 Aなどを8世紀後半以降に比定し、天平13年の国分寺造営の詔以前の寺院が讃岐国分寺に転用されたという想定を否定した⁽¹⁵⁾。

しかし、昭和58年に刊行された『新編香川叢書 考古編』では、十葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M23の蓮弁に珠文をもつことについて、蓮弁の先端に珠文を置くものが四天王寺や飛鳥寺などにみられ、それらがモデルになったと考えられることから、八葉複弁蓮華文軒丸瓦、均整唐草文軒平瓦などの国分寺創建瓦より先行する可能性があるとした。また、八葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M24 Aは飯山町（現丸亀市）法勲寺跡に類例がみられることから今後に期待がもたれるとして、国分寺の創建瓦としたものより先行する可能性を示唆している⁽¹⁶⁾。

さらに、安藤文良氏は昭和62年に刊行された『香川県史 資料編』において、十葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M23、八葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M24 Aを共に白鳳時代に比定した⁽¹⁷⁾。

また、松本豊胤氏は S K M23、S K M24 A が国分寺創建瓦と考えられる一群の瓦（S K M01・S K M03 A・S K H01 C）より先行する可能性があり、そうであれば、讃岐国分寺は天平13（741）年以前に伽藍の一部が存在していたことになるとしている⁽¹⁸⁾。

一方、国分寺町教育委員会による讃岐国分寺跡の大規模な発掘調査では、S K M23・24 A・24 B などが出土したが、資料が少ないことを理由に、時期の比定や用いられ方などは十分には検討されなかった⁽¹⁹⁾。

後述するように、この調査によって坂出市開法寺跡・鴨廃寺に用いられ、白鳳時代とされる八葉単弁蓮華文軒丸瓦（S K M26）など、明らかに8世紀中頃を遡る瓦が出土したものの、十分な注意が払われなかったようで、報告もされなかった。この調査では、八葉複弁蓮華文軒丸瓦 S K M01・均整唐草文軒平瓦 S K H01 A を讃岐国分寺の創建に係る最古の組み合わせとし、全体の完成を760年頃としていることからみて、結果的に S K M23・24 A・24 B などは讃岐国分寺の創建には直接関わらない瓦と評価したことになった。

以上のように、讃岐国分寺については、天平13（741）年の国分寺造営の詔以前に前身伽藍があったとする見方と、国分寺造営の詔によって新しく造営されたとする見方があるが、いずれについても出土瓦の年代比定の根拠が十分に示されなかったこと、八葉複弁蓮華文軒丸瓦 S K M01・均整唐草文軒平瓦 S K H01 A の組み合わせを8世紀中頃に比定し、国分寺造営の詔の直後に大規模な讃岐国分寺の造営開始を想定したことから、讃岐国分寺の創建をめぐる議論が深化できていない状況にある。

したがって、ここでは、問題となる瓦を中心に讃岐国分寺跡出土遺物の年代を改めて検討したうえで、讃

岐国分寺の創建と初期の伽藍などの問題について現時点での整理を行うことにしたい。

3. 8世紀中頃以前と考えられる瓦・須恵器

(1) 軒先瓦 (第1・2図)

S K M26 (第1図1・第2図1) 国分寺町教育委員会の発掘調査によって、昭和61年、講堂跡西側にある7間×4間の掘立柱建物跡 (S B30) の建物範囲内から出土した八葉単弁蓮華文軒丸瓦である。1点出土したが、未報告であるのでここで紹介する。讃岐国分寺跡調査での型式略号の設定方法に従い、新たな型式名を与え、S K M26とする。

瓦の表裏面は灰色気味の淡灰褐色を、胎土は淡褐色を呈し、焼成は良好である。蓮弁の両側及び間弁は低い凸線で描かれている。蓮弁の中央部がわずかに盛り上がり、弁端中央が切れ込む特徴から、坂出市開法寺跡のK H106 (第3図1・第4図1)、鴨廃寺のK M102⁽²⁰⁾と同文であることがわかる。開法寺跡出土の完形品⁽²¹⁾を参考にすると、低く突出した中房に1+8個の蓮子をもち、内傾する周縁には密な線鋸歯文をめぐらす。開法寺跡と鴨廃寺の出土品は同範とされているが⁽²²⁾、この瓦も同範の可能性はある。

類例は大阪府五十村廃寺、田辺廃寺などから出土し、藤沢一夫氏は、偏行唐草文軒平瓦に伴い藤原宮期に比定している⁽²³⁾。さらに、藤井直正氏は、開法寺跡出土品は田辺廃寺出土品に比べて直径が大きくなると共に外縁の鋸歯文が増加し、蓮弁の表現において力が弱く便化の傾向が見られ、後出的要素が認められるとしている⁽²⁴⁾。

S K M23 (第1図2・第2図2) 十葉単弁蓮華文軒丸瓦である。国分寺町教育委員会の発掘調査で2点出土したと報告されているが、4点 (うち2点は接合) 確認できた。このほか、現本堂 (講堂跡) の東南堀沿いや旧大師堂の東などから採集された3点が知られている⁽²⁵⁾。

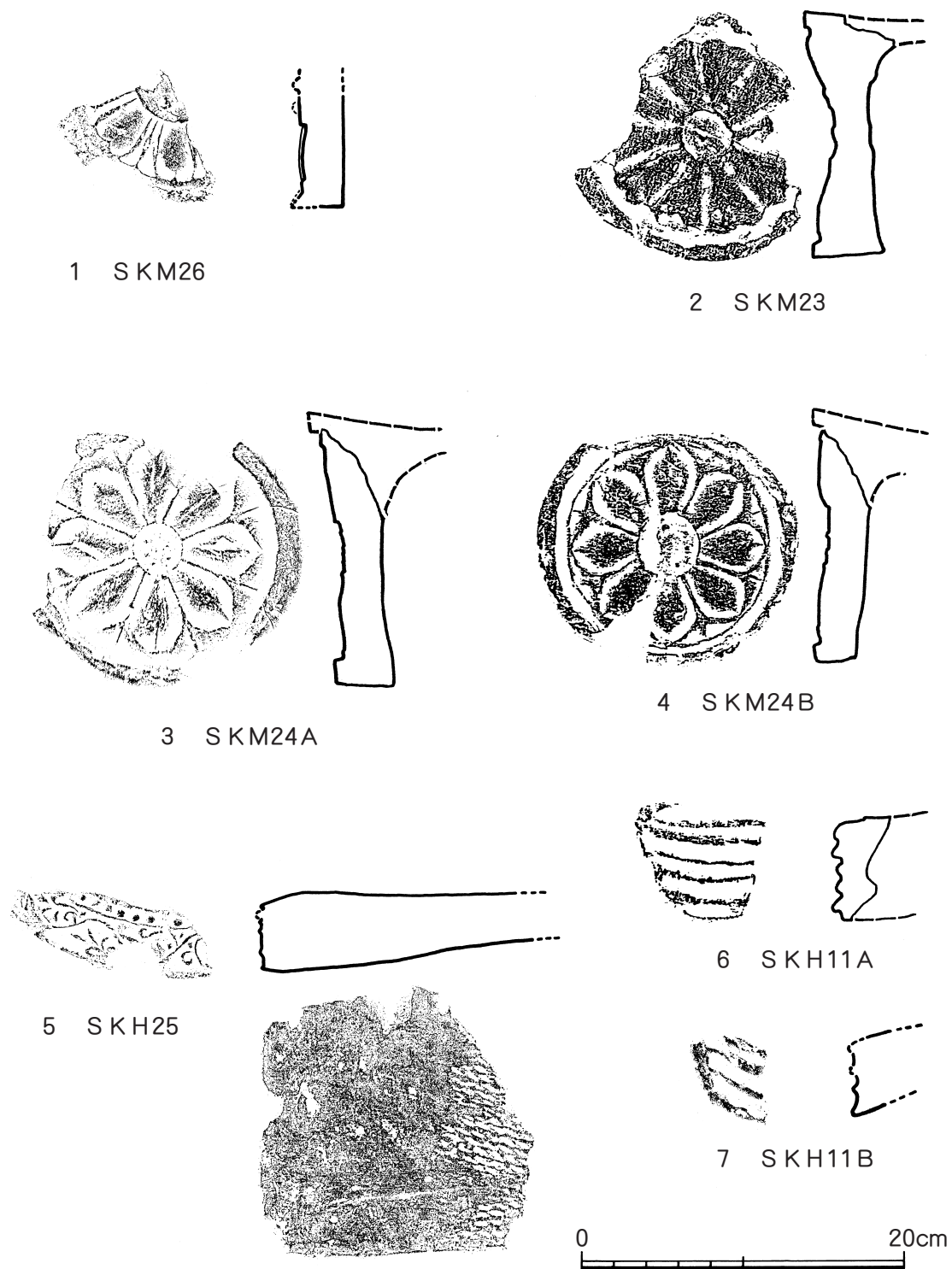
中房は一段低くなり、比較的小さい。中央に1個の蓮子をもつ。蓮弁は周縁に向かって広がり、弁端の中央がわずかに切れ込む。不明瞭な部分もあるが、各蓮弁の中房近くに1個の珠文をもつ。間弁はなく、低い周縁が直立する。丸瓦部は瓦当裏面の比較的高い位置に取り付き、丸瓦部の根元、瓦当部裏面に粘土をつけて補強している。表裏面とも褐色味を含む淡灰色～暗灰色を呈し、焼成はやや軟質である。

S K M23は讃岐国分寺跡以外での出土は知られていない。しかし、蓮弁の形は異なるが、蓮弁の中房寄りに珠文をもつ特徴は高松市宝寿寺跡の六葉単弁蓮華文軒丸瓦H Z 101 B (第4図4)と共通することが知られている⁽²⁶⁾。

宝寿寺跡は高松市前田東町に所在し、土壇と礎石が残され、発掘調査は行われていないが、珠文をもたないH Z 101 A (第4図3)と珠文をもつH Z 101 Bの2種類の六葉単弁蓮華文軒丸瓦が採集されている。

さらに、高松市前田東・中村遺跡では、この土壇・礎石の東南約400mの地点 (F区) でH Z 101 A・Bが落ち込み状遺構 (S X02) から、平瓦・須恵器・土師器・弥生土器・木製品 (曲物・斎串・刀形木製品・独楽・杭・板材) と共に出土している (第5図)⁽²⁷⁾。

瓦と須恵器は落ち込み状遺構の中段のテラス状部分から集中的に出土しているが⁽²⁸⁾、発掘調査報告書では、須恵器には奈良時代末頃の平底の坏 (第5図512) が1点報告されている。しかし、発掘調査時における遺物の取り上げ日を見ると、この坏のみ他の須恵器より2週間以上早く取上げられており、また、発掘調査報告書によると、落ち込み状遺構の埋土上部に攪乱土等が堆積していることから、取上げ日が早い512は攪乱土などから出土した可能性が大きく、瓦とは共伴しないのではないかとと思われる⁽²⁹⁾。



第1図 讃岐国分寺跡出土瓦1（8世紀中頃以前、3の断面図及び2・4・6は註1文献より）



1. SKM 26



2. SKM 23



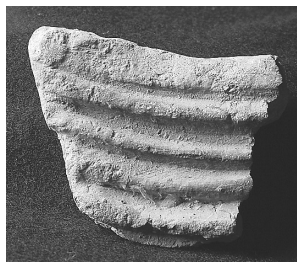
3. SKM 24 A



4. SKM 24 B



5. SKH 25

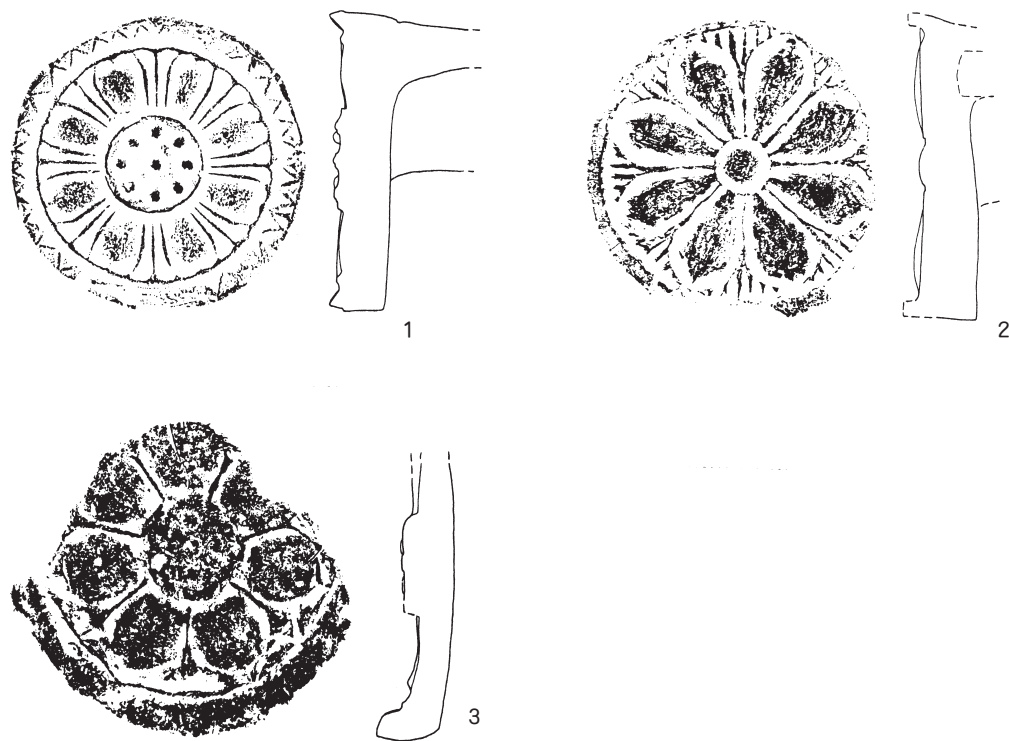


6. SKH 11 A



7. SKH 11 B

第2図 讃岐国分寺跡出土瓦2（8世紀中頃以前、縮尺不同）



第3図讃岐国分寺関連瓦 1

(1. 坂出市開法寺跡KH 106、2. 丸亀市法興寺跡HK 101、3. 高松市宝寿寺跡HZ 102 1/4、註20文献より)

512を除く須恵器には、7世紀中頃まで用いられた立上がりをもつ古墳時代タイプの坏身がみられないことから、報文で述べられているように7世後半に比定できるので、瓦と須恵器の同時性を認めて、六葉単弁蓮華文軒丸瓦HZ 101A・101Bも7世第3四半期に比定できるものと考えられる。

現在のところ、SKM23の成立時期を明確にしがたいが、宝寿寺跡の六葉単弁蓮華文軒丸瓦HZ 101Bにみられる蓮弁上の珠文の類似性から7世紀後半を上限とし、丸瓦部が瓦当裏面の比較的高い位置につくことから、8世紀後半までは下らないものと考えることができよう。

SKM24A (第1図3・第2図3) 八葉単弁蓮華文軒丸瓦で、2点出土したと報告されているが、6点(うち2点は接合)確認できた。このほかに、国分寺町教育委員会の発掘調査以前に金堂跡の西などから2点が採集されている⁽³⁰⁾。後述するSKM24Bと共に、讃岐国分寺跡以外での出土は知られていない。

瓦当面は中房が一段低くなり、比較的小さい。他の出土例を参考にすると、1+6個の蓮子をもつ。蓮弁は細く、ゆるやかに盛り上がり、先端は鋭く尖る。中房から周縁までのびる細い凸線で表された間弁を特徴とする。類似した文様をもつSKM24Bと比較すると、蓮弁と間弁は華奢な印象を与える。周縁は低く直立する。淡灰褐色から灰色を呈し、やや軟質なものが多い。SKM24Aの時期についてはSKM24Bと共に考える。

SKM24B (第1図4・第2図4) 八葉単弁蓮華文軒丸瓦で、4点の出土が報告されているが、2点が接合したものを確認した⁽³¹⁾。内区文様はSKM24Aとほぼ同じ構造をもつが、内区の外側に圈線をもつ点が異なる。また、SKM24Aと比較すると、中房・蓮子はやや大きく、蓮弁は相対的に幅広で、ややずんぐ



1. 坂出市開法寺跡 K H 106



2. 丸亀市法勲寺跡 H K 101



3. 高松市宝寿寺跡 H Z 101 A
(前田東・中村遺跡出土)

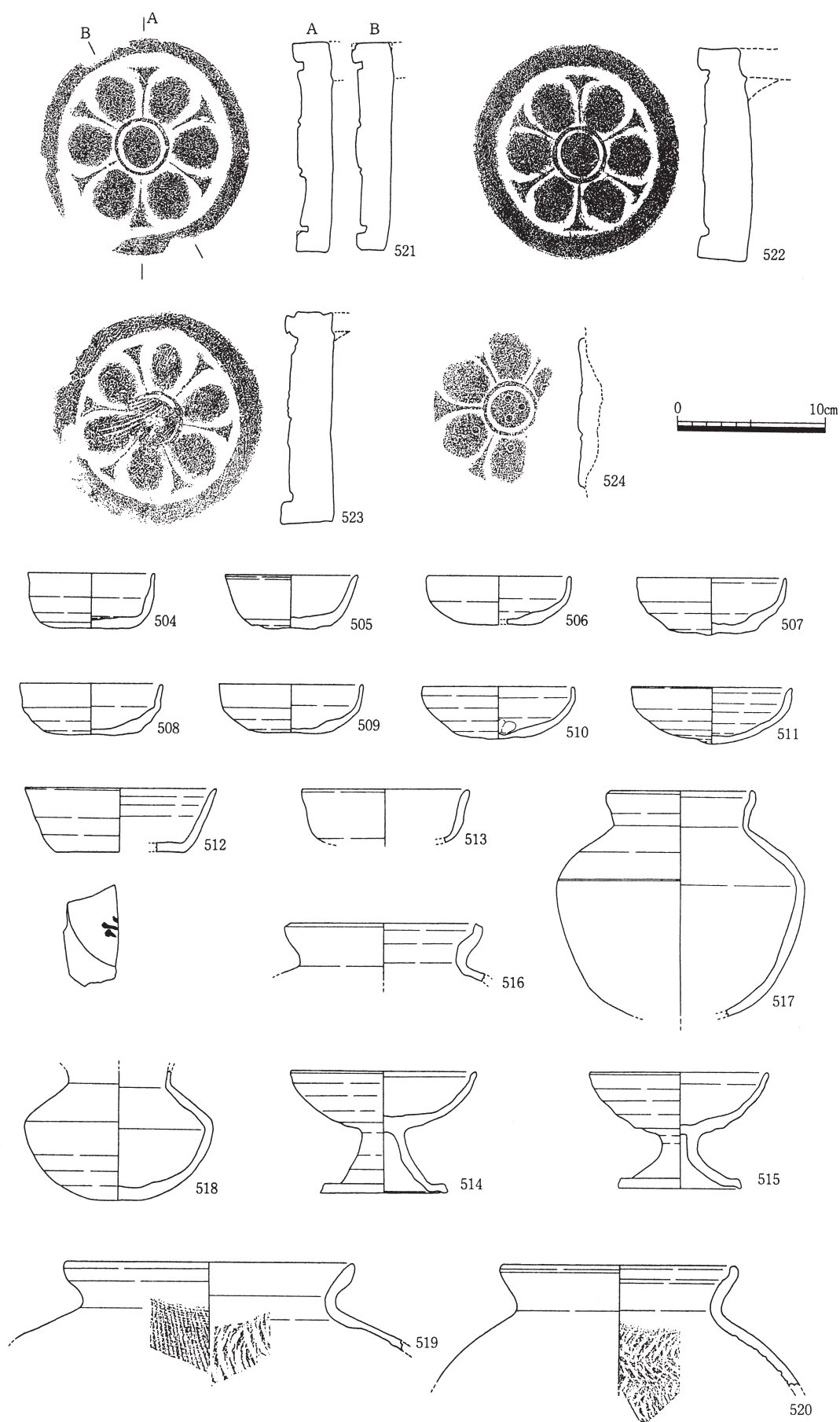


5. 高松市宝寿寺跡 H Z 102

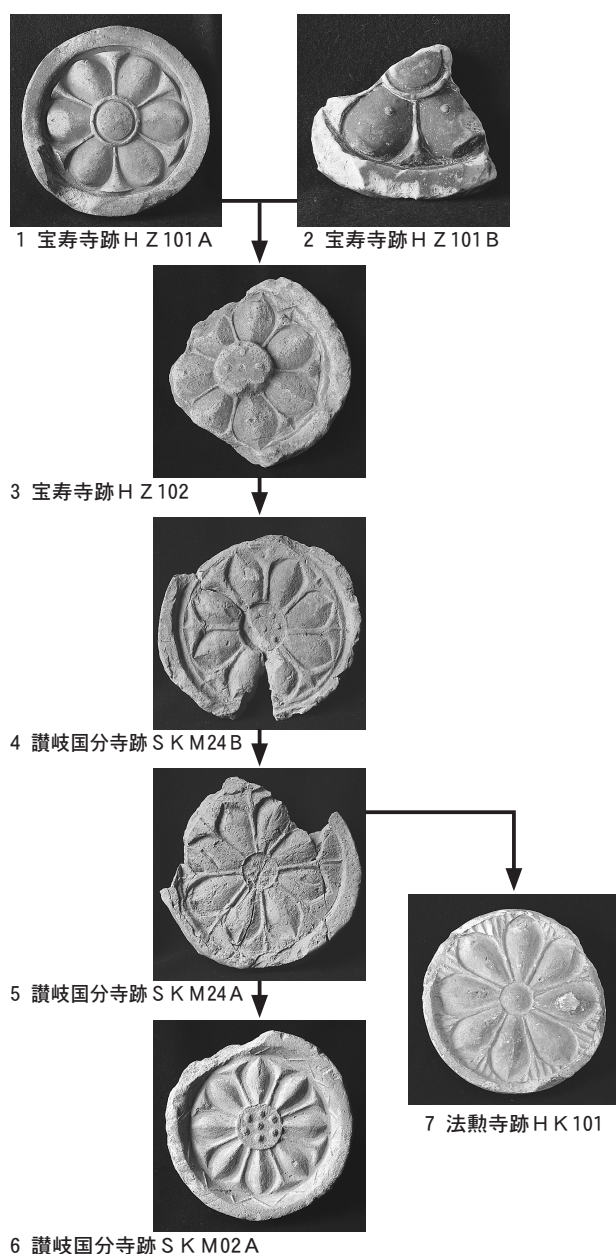


4. 高松市宝寿寺跡 H Z 101 B
(前田東・中村遺跡出土)

第4図 讃岐国分寺関連瓦2 (縮尺不同)



第5図 高松市前田東・中村遺跡F区SX 02出土瓦・須恵器（註27文献より）



第6図 単弁蓮華文軒丸瓦の変遷（縮尺不同）

を受け継いでいる。しかし、八葉になるとともに、中房が小さくなったことから、蓮弁は相対的に幅狭で基部が細くなっている。蓮弁の形態は、宝寿寺跡H Z 102→讃岐国分寺跡S K M 24 B→S K M 24 Aへと一定の変化をしていることが認められる（第6図）。

また、S K M 24 Bの間弁の中央部先端が短く尖る特徴は、独特の間弁をもつ宝寿寺跡H Z 102の特徴を残しているとみられること、S K M 24 Bの内区外側の圏線はH Z 102の周縁内側の低い段からの変化とみられることなどから、讃岐国分寺跡S K M 24 Bは宝寿寺跡H Z 102の影響のもとに成立したと考えられる。

さらに、讃岐国分寺跡S K M 02 Aは、発掘調査の出土状況から均整唐草文軒平瓦S K H 01 Cと組み合せて築地に用いられたと考えられており、そうであれば、均整唐草文軒平瓦S K H 01 A・八葉複弁蓮華文軒丸瓦S K M 01を遡らないことから8世紀後半に比定されるが、その蓮弁の基部はS K M 24 Aよりさらに細くなると共に、間弁は先端が急激に広がり、一見すると「T」字状に近い形に変化するなど、蓮弁・間弁ともさら

りとした形をしている。間弁は大きくバチ状に広がり、その先端の中央部が尖る。瓦当は薄手の作りで、灰色から淡灰色を呈し、焼成は軟質である。

S K M 24 Aは先端の尖った蓮弁と凸線で表された直線状の間弁をもつことから、白鳳時代とされている丸亀市法勲寺跡出土の八葉単弁蓮華文軒丸瓦H K 101（第3図2・第4図2）との類似が注目されてきた⁽³²⁾。しかし、蓮弁と間弁は、宝寿寺跡の七葉単弁蓮華文軒丸瓦H Z 102（第3図3・第4図5）からの変化を想定すべきであろう。

前述したように、宝寿寺跡の六葉単弁蓮華文軒丸瓦H Z 101 A・101 Bは先端が丸味をもった幅広、肉厚の蓮弁をもち⁽³³⁾、7世紀第3四半期に比定される。

宝寿寺跡ではほかに七葉単弁蓮華文軒丸瓦H Z 102（第3図3、第4図3）も出土している。H Z 102では幅広の蓮弁の先端が尖ると共に、H Z 101 A・101 Bでバチ状であった間弁がさらに大きく開き、この中央部に重ねるように先端が短く尖った槍先状の表現をもつ。さらに、直立気味に立ち上がる周縁の内面に線鋸歯文がつけられるようになる。中房は比較的大きく、突出し、1 + 4個の蓮子をもつ。蓮弁や間弁の形などからみれば、宝寿寺跡ではH Z 101 A・101 B→H Z 102へと変遷したことが想定できる⁽³⁴⁾。

讃岐国分寺跡のS K M 24 A・24 Bはともに先端が尖った単弁をもち、宝寿寺跡H Z 102の蓮弁の形

に新しい形態をしていることが認められる。

なお、法興寺跡出土の八葉単弁蓮華文軒丸瓦H K 101はこれまで白鳳時代に比定されていたが、S K M 24 Aと同様の基部が細い蓮弁をもち、直線状の間弁を挟んで凸線が多条化、装飾化していることから、S K M 24 Aを遡ることはないと考えて良い。8世紀中頃～後半に比定できるものと思われる。

以上のように、蓮弁・間弁などの形態変化からみれば、讃岐国分寺跡の八葉単弁蓮華文軒丸瓦S K M 24 A・24 Bは、讃岐国分寺の再整備に伴って770年代頃に製作された八葉複弁蓮華文軒丸S K M 01・八葉単弁蓮華文軒丸瓦S K M 02 A・均整唐草文軒平瓦S K H 01 A・01 Cなどより古く、8世紀中頃以前に比定することができよう。

S K H 25（第1図5・第2図5） 国分寺町教育委員会の発掘調査によって、昭和61年、僧坊跡南西端付近から出土した偏行唐草文軒平瓦である。1点出土し、未報告である。讃岐国分寺跡調査での型式略号の設定方法に従い、S K H 25とする。S K H 25も現在のところ、讃岐国分寺跡以外での出土は知られていない。

瓦当面の左半部をもつ破片で、上外区に密な珠文帯をもち、内区には向って左から右に流れる波状の主葉から派生する支葉・小葉が凸線で描かれている。下外区はもたない。直線顎で、凸面には縦方向の縄目の叩き痕が認められる。表面は灰色で、胎土に2～3mm大の砂粒を少量含み、焼成は良い。

類似の偏行唐草文軒平瓦はさぬき市石井廃寺I S 202、同市極楽寺跡（型式名未設定）、坂出市開法寺跡K H 202、同市鴨廃寺K M 202・K M 203、丸亀市田村廃寺T M 202⁽³⁵⁾、善通寺市仲村廃寺N K 202 A・N K 202 B、同市善通寺Z N 203 A・Z N 203 Bなどがある。

石井廃寺I S 202と極楽寺跡出土品、開法寺跡K H 202と鴨廃寺K M 202、田村廃寺T M 202と仲村廃寺N K 202 A・善通寺Z N 203 Bは同範とされている⁽³⁶⁾。また、開法寺跡K H 202は先述した八葉単弁蓮華文軒丸瓦K H 106（鴨廃寺K M 102・讃岐国分寺跡S K M 26）と組み合わせ、白鳳時代に比定されている⁽³⁷⁾。

開法寺跡K H 202・鴨廃寺K M 202、善通寺Z N 203 A・Z N 203 B、田村廃寺T M 202・仲村廃寺N K 202 Aは段顎で、凸面に格子叩き痕をもつ。石井廃寺I S 202・極楽寺跡出土品も段顎をもつが、叩き目の種類は確認できていない。

これに対して、本例と鴨廃寺K M 203は直線顎で、凸面に縄目叩き痕をもつ。本例と鴨廃寺K M 203は唐草主葉の節点が消滅し、小葉も減少して簡略化されていること、直線顎で縄目叩き痕をもつことなどから、段顎をもつものより後出すると考えられる。

また、本例と鴨廃寺K M 203を比較すると、鴨廃寺K M 203は小葉がさらに少なくなり、簡略化されていること、渦巻き状支葉の派生部分の小葉が凸線で表された山形状に変化していることなどから、本例が先行するものと考えられる。

讃岐国分寺跡S K H 25と鴨廃寺K M 203の系譜については、内区左端の渦巻き状支葉の上部にある、先端が上に巻いた横走する支葉を比較すると、讃岐国分寺跡S K H 25・開法寺跡K H 202・鴨廃寺K M 202・K M 203ではこれが1個であり、善通寺Z N 203 A・田村廃寺T M 202・仲村廃寺N K 202 A・善通寺Z N 203 Bなどの善通寺・丸亀グループでは2連となっているので、讃岐国分寺跡S K H 25は開法寺跡K H 202・鴨廃寺K M 202と同系で、坂出グループを形成していることが分かる。石井廃寺I S 202と極楽寺跡出土品は支葉の構成がやや異なり、別のグループを形成する。

S K H 25の時期を確定することは難しいが、白鳳時代とされる開法寺跡K H 202からの変化を考えると8世紀中頃に比定できる可能性が高いものと思われる⁽³⁸⁾。

700年頃?	S K M26 S K M23 S K H25 S K M24B S K M24A S K H11A S K H11B
770年頃	S K M01 S K M03A S K H01A S K M04 S K M02A S K H01C S K M06 S K H01B
784年頃	S K H01D

第7図 讃岐国分寺跡出土瓦の編年（縮尺不同）

S K H11A・B（第1図6・7・第2図6・7） S K H11として分類されている軒平瓦は国分寺町教育委員会の発掘調査で2点出土し、うち五重弧文をもつものが報告されている。2点とも東面築地塀の中央部にあたる推定東大門地区から出土している。この他に五重弧文をもつものが2点、四重弧文をもつものが1点採集されており、五重弧文・四重弧文の各1点は現本堂（講堂跡）前（南）にある堀の石垣からの採集であるとしている⁽³⁹⁾。

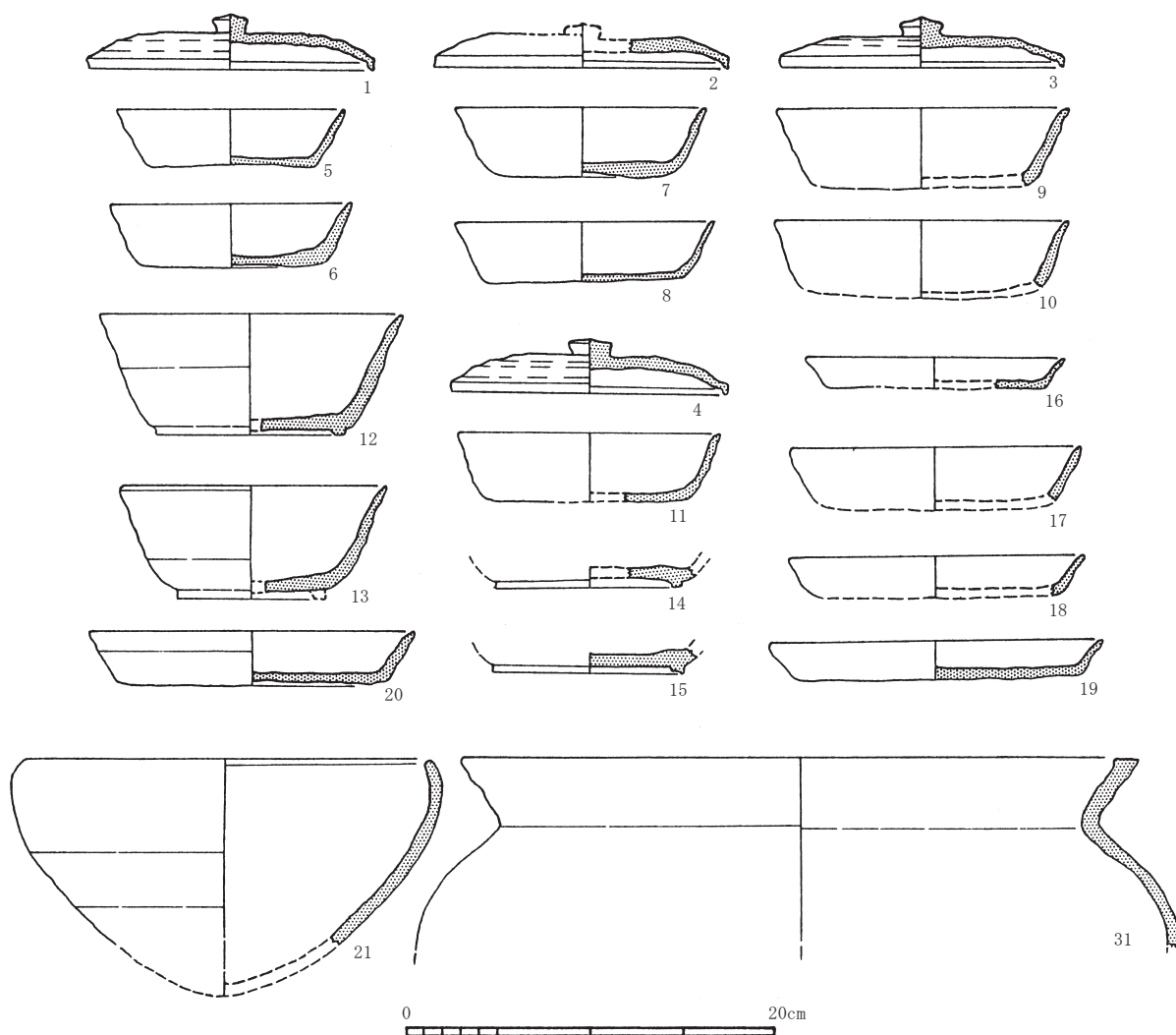
なお、国分寺町教育委員会の報文では6・7を区別していないので、6をS K H11A、7をS K H11Bとしておく。

6・7はともに瓦当面左端部の破片で、6は五重弧文をもち、7は四重弧文をもつ。7の四重弧文は瓦当面左端の外縁をなす縦線につながっており、重郭文軒平瓦の影響を認めることができる。二重の重郭文をもつ軒平瓦は天平年間に平城宮・難波宮などで用いられていることから、7は8世紀中頃に比定できる可能性がある。また、難波宮大極殿院では二重の重郭文の中に弧文をもつ軒平瓦が用いられており⁽⁴⁰⁾、6の五重弧文がその影響を受けたと考えれば、これも8世紀中頃に比定できる可能性があろう⁽⁴¹⁾。

8世紀に編年される讃岐国分寺跡出土の軒先瓦を集成すると7図のようになろう⁽⁴²⁾。

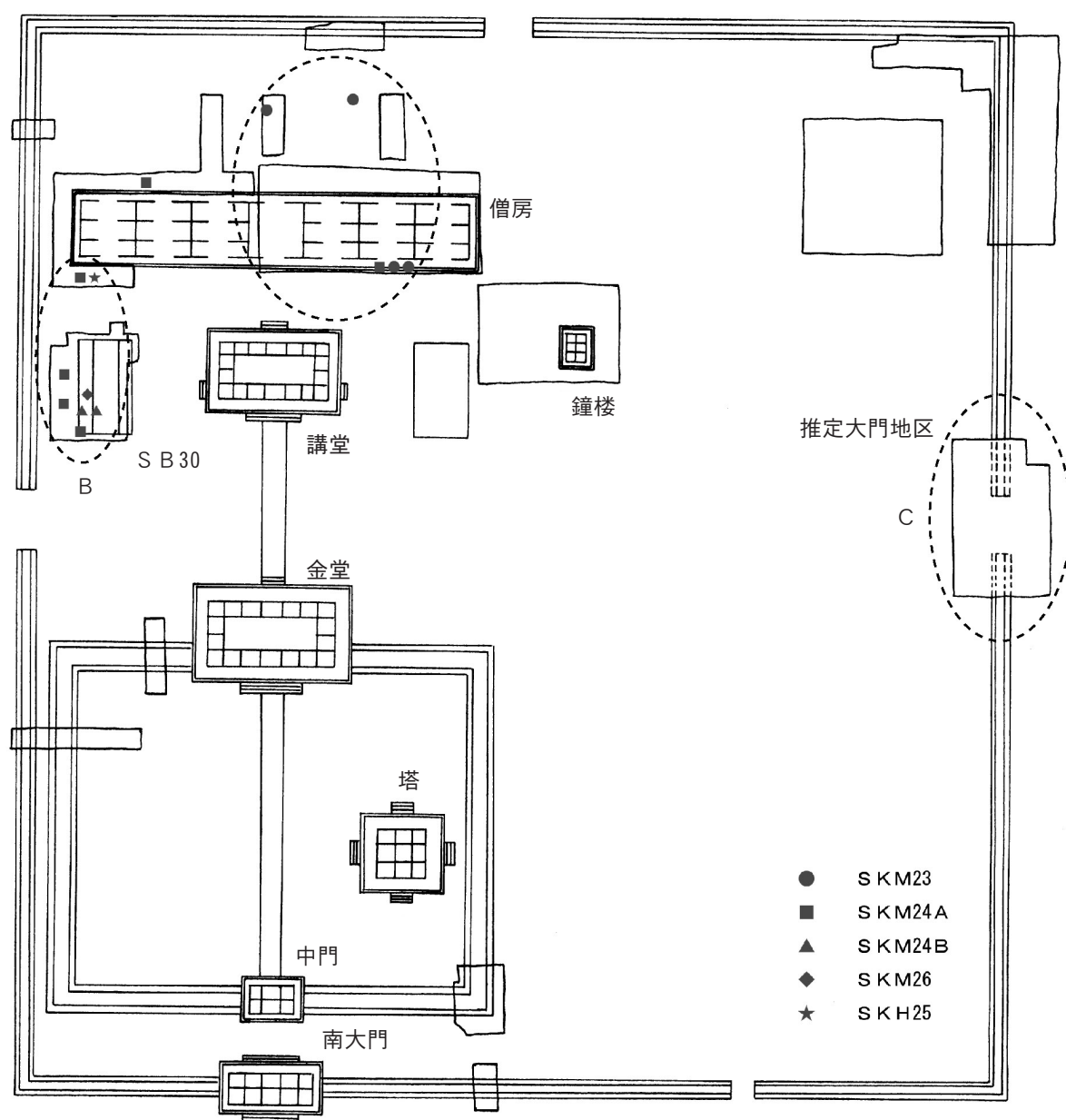
（2）須恵器（第8図）

国分寺町教育委員会の報文では、東面築地内側の土坑S K 830から出土した須恵器・土師器が紹介されて



第8図 讃岐国分寺跡S K 830出土須恵器（註1文献より）

いる。報文ではこれらの出土遺物を一括資料と考え、須恵器に綾南町庄屋原窯跡出土品の特徴を残しながらやや後出的であるとして奈良時代末期に比定している。



世紀前半のいずれかの時期に製作されたと考えられる高台付き坏身（13）を最古にして、9世紀までの複数時期の須恵器が混在しているとみるべきであろう。

このように、須恵器についても、8世紀中頃以前に比定できる出土品が認められる。

4. 8世紀中頃以前の讃岐国分寺

以上のように、十葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M23、八葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M24 A、S K M24 B、S K M26、重弧文軒平瓦 S K H11 A・B、偏行唐草文軒平瓦 S K H25が8世紀中頃以前に比定できるならば、それらを用いた建物が存在したことになる。

そこで、発掘調査におけるそれらの出土位置をみると、S K M23は僧坊跡東半分からその北側に分布し（第9図A）、S K M24 A・S K M24 B・S K M26は講堂跡（現本堂）の西側で検出された南北棟の掘立柱建物跡 S B30に集中し（第9図B）、S K H11 A・Bは推定東大門地区から出土している（第9図C）⁽⁴⁶⁾。S K M23、S K H11 A・B、それ以外の瓦（S K M24 A・24 B・S K M26・S K H25）はそれぞれ分布を異にしていることから、それぞれの分布域内あるいはその付近に建物があったものと思われる⁽⁴⁷⁾。

また、S K M24 A・24 B・S K M26のほとんどがS B30の建物範囲内から出土していることから、S B30の創建が8世紀中頃以前に遡る可能性も考えられるが、報文では、S B30の柱掘形から奈良時代後期の須恵器坏蓋片が出土していること、S B30の西側柱筋は僧坊の西側柱筋と、北側柱筋は講堂（現本堂）の北側柱筋と一致することから、S B30は僧坊などと共に、計画的に建てられたとしている。

なお、瓦の出土点数からみれば、S B30の付近にあったと考えられる先行建物はS K M24 Aを主体に使用していたものと思われる。

ところで、S K M23、S K M24 A、S K H11を主体に使用したと考えられる建物が760年代末以降に整備された讃岐国分寺に先行する讃岐国分寺であったとする直接的な証拠はない。しかし、聖武天皇の一周忌の斎会を飾るため、天平勝宝8（756）年に灌頂幡・道場幡・緋綱が下され、使用後は金光明寺（国分僧寺）に寺物として収め、必要なときに用いるよう指示されていることから、この時に讃岐国分寺が何らかの形ですでに存在していたと考えられること、寺院又は仏教施設の可能性が極めて高い瓦葺きの建物のあった場所に、後に讃岐国分寺が整備されていることから、これらの建物が先行する讃岐国分寺であった可能性は極めて高いと思われる。

この数棟の建物が国分寺の創建にあたって新たに建築されたのか、それ以前にあった施設が国分寺として利用されたのかについては、S K M23、S K M24 A・24 B、S K H11 A・B、S K H25の年代が限定できていないこと、S K M26はわずか1点の出土であり、転用瓦の可能性もあることなどから、不明とせざるを得ない。しかし、S K M23は蓮弁上の珠文が宝寿寺跡 H Z 101 B と共通することから、7世紀後半まで遡る可能性もあるので、国分寺造営の詔以前から存在していた小規模な仏教施設をもとにして国分寺を創建した可能性は排除できない。

また、先行讃岐国分寺の施設として想定した数棟以外にも建物が存在し、建物以外の施設も存在していた可能性はあるが、この点については、発掘調査が十分に行なわれていない現状では今後の調査に待たなければならない。

再整備された讃岐国分寺によって先行讃岐国分寺の建物下部も破壊され、遺構として残っていない可能性もあろう。再整備された讃岐国分寺が寺域の西側1／4を画する南北線を伽藍の中軸線とするなどやや不自

然とも思われる伽藍配置をもつことについても、先行讃岐国分寺の影響も含めて、今後さらに検討する必要があるものと思われる。

ただ、先行讃岐国分寺の建物に用いられたとした S K M23、S K M24 A、S K H11 A・B が以前から採集され、知られていたのに対して、国分寺町教育委員会による大規模な発掘調査においてもこれらの軒先瓦が少量しか出土せず、これら以外に 8 世紀中頃以前の可能性のある瓦がわずかししか出土しなかったこと、寺域の東北部や南部から 8 世紀中頃以前の可能性のある瓦が全く出土しなかったことは、先行讃岐国分寺には多数の建物、大規模な施設が存在していなかったことを示唆し、S K M23・S K H11 A・B などが現本堂（講堂跡）の南から採集されたことが確実であれば、再整備された讃岐国分寺の中心伽藍が先行讃岐国分寺の堂宇の中心部に配置された可能性が高いことを示唆しているように思われる。聖武天皇の一周忌の齋会を営んだ讃岐国分寺は完成した大規模な伽藍をもたず、少数の堂宇で構成されていたようである。

しかしながら、S K H11 A・B が再整備された讃岐国分寺の寺域東端から出土し、S K H24 A などが西端から出土していることは、讃岐国分寺の創建にあたって、当初から広い寺域が決められていた可能性もあり、注目される⁽⁴⁸⁾。

5. 讃岐国分寺の創建をめぐる

8 世紀中頃に先行讃岐国分寺の存在が考えられるならば、そこに用いられた瓦から興味深い想定が成り立つ。

国分寺町教育委員会による讃岐国分寺跡の整備を目的とした発掘調査では、大官大寺式伽藍の創建時の軒丸瓦とされた八葉複弁蓮華文軒丸瓦 S K M01 は丸亀市宝幢寺跡の八葉複弁蓮華文軒丸瓦 H D 102 の文様の系譜下にあると考えられることから、これを、国分寺造営に郡司の協力を求め、協力郡司に対する優遇策を打ち出した『続日本紀』天平 19（747）年 11 月 7 日条の記事⁽⁴⁹⁾の反映とみて、宝幢寺が所在する那珂郡の郡司による讃岐国分寺造営への協力と考えた⁽⁵⁰⁾。

しかし、S K M01 は均整唐草文軒平瓦 S K H01 A と組み合わせ 760 年代末以降に比定されることから、天平 19（747）年の記事の直接の反映とは考えがたい。

一方、讃岐国分寺跡から、坂出市開法寺跡・鴨廃寺に用いられた八葉単弁蓮華文軒丸瓦 S K M26 や開法寺跡・鴨廃寺の系譜を引く偏行唐草文軒平瓦 S K H25 が出土したことは讃岐国分寺の創建を考える上で極めて重要な意味をもつものとして注目される。

『続日本紀』延暦 10（791）年 9 月 20 日条には「讃岐国阿野郡人正六位上綾公菅麻呂」が戸籍の改訂の際に失われた朝臣の姓の回復を求める記事がある⁽⁵¹⁾。菅麻呂は、己亥（文武 3、703）年に初めて朝臣の姓を賜ったとしているが、『日本書紀』によれば天武 13（685）年、八色の姓の制定に際し、綾君を含む 52 氏に朝臣が与えられている⁽⁵²⁾。綾公と綾君は同族と考えられ、奈良時代末期に地方豪族として極めて高い位階をもっていた綾氏は白鳳時代においても阿野郡の有力豪族であったことがわかる。また、白鳳時代の阿野郡では平野奥部に開法寺⁽⁵³⁾、鴨廃寺が創建されており、それぞれの寺院の近くに大型横穴式石室が分布して古墳と寺院が関連をもつと考えられること⁽⁵⁴⁾、姓が阿野郡（旧名綾郡）⁽⁵⁵⁾の地名を負っていることなどから、綾氏は遅くとも 6 世紀後半～末には有力豪族であったと考えることができる。

奈良時代の阿野郡の郡司に関する記録は残っていないが、綾公菅麻呂が「讃岐国阿野郡人」と記され、正六位上という高い位階をもっていること、開法寺跡の周辺に讃岐国府が設置されていることなどから、綾

氏が讃岐国府の設置・運営に関与し、国衙権力の一角を担うとともに、阿野郡の有力豪族、郡司の一員として、大きな力を持っていたことは想像に難くない。

讃岐国分寺跡出土の S K M26 が国分寺造営の詔以前に綾氏によって同地に創建された寺院に用いられていたものか、国分寺造営の詔に伴い讃岐国分寺を創建・拡充する際に、氏寺の瓦を再利用したものかは明確にしたいが、いずれにしても、開法寺跡・鴨廃寺の偏行唐草文軒平瓦 K H 202・K M202 の系譜を引く S K H 25 も讃岐国分寺に用いられていることから、綾氏が讃岐国分寺の造営に密接に関わり、協力したことは容易に想像できる。

一方、S K M23 は詳細な時期を明確にできないものの、蓮弁の中房寄りに珠文をもつ特徴が高松市宝寿寺跡の六葉単弁蓮華文軒丸瓦 H Z 101 B の影響である可能性があること、S K M24 A・24 B の蓮弁・間弁には宝寿寺に用いられた七葉単弁蓮華文軒丸瓦 H Z 102 の影響が認められることから、宝寿寺を創建した豪族も国分寺の造営に大きな役割を果たしたことが想定される。

宝寿寺は律令時代の讃岐国山田郡に位置する。天平宝字 7（763）年の山田郡弘福寺田内校出田注文に「復擬主政大初位上秦公大成」とあり⁽⁵⁶⁾、内容から同年の文書と推定されている山田郡司牒案に「大領外正八位上綾公人足」、「少領従八位上凡□」、「主政従八位下佐伯」、「□□□上秦公大成」、「□□□外少初位□秦」、「□□□下秦公□□麻呂」の名がみえる⁽⁵⁷⁾。松原弘宣氏は「少領従八位上凡□」を「少領従八位上凡直」、「□□□上秦公大成」を「復擬主政大初位上秦公大成」、「□□□外少初位□秦」を「主帳外少初位下秦」と復元し⁽⁵⁸⁾、これに従えば、8 世紀後半の山田郡には郡司として綾公（大領）、凡直（少領）、佐伯（主政）、秦公（復擬主政）、秦（主帳）がいたことになる。

現在のところ、これらのうち、どの豪族が宝寿寺を創建し、経営したのか、また、山田郡の綾氏が宝寿寺とどのような関係をもっていたのかなどは明らかではないが、阿野郡の綾氏が讃岐国分寺の創建に関与したと考えられることからみて、山田郡の綾氏も関与している可能性があり、今後さらに究明する必要がある。

ともあれ、阿野郡の綾氏は讃岐国分寺の整備に関わったと考えられるが、政府が度重なる国分寺整備の施策を実施し、さらに聖武天皇の一周忌の齋会を国分寺で全国的に実施するため強力に整備を進めたにもかかわらず、初期の讃岐国分寺が大規模で整備された伽藍をもたなかったとみられることは、讃岐国府や讃岐国分寺・国分尼寺の所在する地域を本拠地とする地方豪族の政治的対応とその結果としての初期讃岐国分寺の内容を如実に示しているといえよう。

讃岐国分寺はその後 770 年代を中心とした時期に再整備されたと考えられる⁽⁵⁹⁾が、この問題については稿を改めて取上げたい。

（註）

1. 国分寺町教育委員会『特別史跡讃岐国分寺跡保存整備事業報告書』 1996
2. 讃岐国分寺の瓦の型式略号は、国分寺町教育委員会 1996 に、その他の寺院の瓦は川畑 1996 に従う。
国分寺町教育委員会『特別史跡讃岐国分寺跡保存整備事業報告書』 1996
川畑聡『第11回特別展 讃岐の古瓦展』高松市歴史資料館 1996
3. 註 1 に同じ。
4. 渡部明夫「軒平瓦 S K H 01 A の瓦当文様からみた讃岐国分寺の造営年代」『香川史学』31 2004

5. 黒板勝美編『新訂増補国史大系 続日本紀』前編 1968

この記事については、この頃までには国分寺の造営がかなり進んでいたことの根拠とするものが多いが、齋会のあと幡、緋綱を国分寺に収置することに注目し、これら26国では国分寺造営が遅れるなどしたため一周忌の齋会を国分寺で行わなかったとする解釈もある。

青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸『続日本紀』新日本古典文学大系14 1985

6. 黒板勝美編『新訂増補国史大系 続日本紀』前編 1968

7. 註4に同じ。

8. この瓦については、採集者の浪花勇次郎氏が『古瓦百選—讃岐の古瓦—』に紹介する中で、昭和9年11月27日付け大阪毎日新聞、同年12月2日付け徳島毎日新聞に白鳳時代のものとみて発表したことを記すと共に、昭和16年に洲崎寺住職御城俊禅氏も新聞紙上に同意見を発表したと記している。

安藤文良編『古瓦百選—讃岐の古瓦—』 1974

9. 松浦正一・和田正夫『新修香川県史』 1953

10. 白鳳時代をいう。

11. 安藤文良「讃岐古瓦図録」『香川県文化財保護協会報』特別号8 1967

12. 註11に同じ。

13. 安藤文良編『古瓦百選—讃岐の古瓦—』 1974

14. 奈良国立博物館『飛鳥白鳳の古瓦』 1970

15. 藤井直正「讃岐開法寺考」『史迹と美術』485 1978

16. 新編香川叢書刊行企画委員会『新編香川叢書 考古編』 1983

17. 安藤文良「古瓦」『香川県史13 資料編 考古』 1987

18. 松本豊胤「讃岐」『新修国分寺の研究』第5巻上 1987

19. 註1に同じ。

20. 川畑聡『第11回特別展 讃岐の古瓦展』高松市歴史資料館 1996

21. 註13に同じ。

22. 註20に同じ。

23. 藤沢一夫「河内田辺廃寺の屋瓦」『大阪府文化財調査概要 1971年度』 1973

24. 註15に同じ。

25. 註1・11・13及び大塚勝純・黒川隆弘『讃岐国分寺の瓦と塼』 1970

26. 註13及び森格也ほか『前田東・中村遺跡』『高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』3 1995

27. 森格也ほか『前田東・中村遺跡』『高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』3 1995

28. 註27の写真図版88ページ及び調査者である香川県埋蔵文化財センター森格也氏のご教示による。

29. 512は平成元年2月3日に取り上げられているのに対して、それ以外の須恵器は平成元年2月23日～3月7日の間に取り上げられている。

なお、森格也氏によれば、瓦と須恵器は落ち込み状遺構の中段のテラス状部分から出土し、曲物・斎串・刀形木製品・独楽・杭・板材などの木製品は一段低い底部から出土したとしているが、7世紀後半の土坑（中段のテラス状部分）を8世紀末頃の土坑（一段低い底部を含む部分）が切り合い、8世紀末

頃の土坑から須恵器平底の坏（512）が出土した可能性も考えられる。

30. 1点は註11・13及び大塚勝純・黒川隆弘『讃岐国分寺の瓦と塼』 1975。他の1点は米崎旭氏所蔵品である。
31. S KM24AとS KM24Bについては、註1の報文に記された出土点数と確認できた点数に大きな差がみられる。その理由は明らかでないが、両者の文様は類似していることから、報告時に一部を誤認した可能性も考えられる。
32. 註16に同じ。
33. 註27によれば、蓮弁に珠文をもつH Z 101 Bは蓮弁先端が尖りぎみになっているとしているが、H Z 101 Aにも尖りぎみの蓮弁があり、H Z 101 A→H Z 101 Bへと蓮弁先端が尖りぎみになる傾向は明確には認められなかった。
34. 蓮弁の珠文を新しく追加されたものとみれば、H Z 101 A→H Z 101 B→H Z 102の順に新しくなったことになる。
なお、さぬき市下り松廃寺からH Z 101 Aに類似した六葉単弁蓮華文軒丸瓦が出土している。S G 101と呼ばれるこの瓦は中房が弧状にふくらみ、平板な宝寿寺跡H Z 101 A・101 Bとの違いが認められる。下り松廃寺S G 101と宝寿寺跡H Z 101 A・101 Bとの関係が注目される。
ただし、現在のところ、下り松廃寺ではこれ以外に類似の単弁蓮華文軒丸瓦は出土しておらず、後述する讃岐国分寺のS KM24 A・24 Bへの直接的な影響は認められない。
川畑聰『第11回特別展 讃岐の古瓦展』高松市歴史資料館 1996
35. 東信男「田村廃寺出土瓦について」『続文化財学論集』 2003
36. 註20・35及び蓮本和博「白鳳時代における讃岐の造瓦工人の動向―讃岐、但馬、土佐を結んで―」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』IX 2001
37. 註13ほか。なお、註13では普通寺Z N 203 Aをこの種の偏行唐草文軒平瓦の最古に位置づけている。
38. この種の偏行唐草文軒平瓦は開法寺跡K H 202・鴨廃寺K M 202を最古として、普通寺・仲村廃寺・田村廃寺、さぬき市石井廃寺・極楽寺、大阪府柏原市田辺廃寺・五十村廃寺に展開したと考えているが、詳細は別稿で改めて取り上げたい。
39. 大塚勝純・黒川隆弘『讃岐国分寺の瓦と塼』 1970
40. 八木久栄「後期難波宮大極殿院の屋瓦」『難波宮址の研究第十一 後期難波宮大極殿院地域の調査』 1995
41. 亀田修一氏はS H K 11 A・Bを讃岐国分寺創建瓦の一つと推測している。
亀田修一「瓦からみた国分寺の造営―中国・四国地域―」『月刊考古学ジャーナル』318 1990
42. 瓦の編年は軒先瓦の文様だけでなく、丸瓦・平瓦を含めた製作技法もあわせて行うべきであるが、讃岐国分寺では膨大な丸瓦・平瓦の整理がほとんど行われておらず、今後の課題として残されている。
43. 松本豊胤『香川県陶器古窯跡群調査報告』 1968
渡部明夫「讃岐の須恵器生産について」『鏡山猛先生古希記念古文化論攷』 1980
佐藤竜馬「十瓶山窯跡群の須恵器とその検討課題」『香川考古』2 1993
44. 田村久雄・渡部明夫「綾南町陶窯跡群採集の須恵器（二）」『香川史学』15 1986
45. 安田和文・大砂古直生『十瓶山西2号窯・大師堂池1号窯―香川県住宅供給公社による宅地造成に伴う

埋蔵文化財発掘調査一』 1983

46. 国分寺町教育委員会の発掘調査以前の採集品は除く。また、S K H 11 A・Bは推定東大門地区から出土したと報告されているが、報文とは異なる方法で出土位置が注記されているため、出土位置を特定できなかった。
47. 註39によれば、S K M 23は現本堂（講堂跡）の東南堀沿いから1点出土したとしており、S K M 23の分布範囲は南にさらに拡大する可能性が高い。
48. また、僧坊・講堂との計画的配置をうかがわせる掘立柱建物S B 30は、8世紀中頃以前の軒先瓦が集中することから讃岐国分寺の再整備以前に遡る可能性もあり、東大門推定地でもS K H 11 A・Bが出土していることを重視すれば、讃岐国分寺の伽藍配置は創建当初から基本が定まっていた可能性もある。
49. 註6に同じ。
50. 註1に同じ。
51. 黒板勝美編『新訂増補国史大系 続日本紀』後編 1968
52. 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋『日本書紀』下 日本古典文学大系68 1965
53. 註15に同じ。
54. 羽床正明「『続日本紀』大宝三年三月丁丑の制と讃岐綾氏」『文化財協会報』76 1980
渡部明夫「讃岐の古墳文化」『香川県の歴史と風土』 1982
松原弘宣『古代の地方豪族』 1988
渡部明夫「考古学からみた古代の綾氏（1）―綾氏の出自と性格及び支配領域をめぐって―」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』VI 1998
55. 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡1（解説）』 1978
56. 東京大学史料編纂所『大日本古文書』編年之五 1977
57. 高橋敏子「讃岐国山田郡司牒案」『特別展 国宝指定記念 百郷文書と東寺の重宝』 1997
58. 松原弘宣『古代の豪族』 1988
59. 註4に同じ。

本稿で使用した資料は、次の方々及び機関の所蔵資料である。

国分寺町讃岐国分寺跡資料館：第1図・第2図・第6図4～6・第7図・第8図、川畑迪氏：第3図1・第4図1、安藤文良氏：第3図2・第4図2・第6図7、香川県埋蔵文化財センター：第4図3・4・第5図・第6図1・2、牟礼町洲崎寺：第4図5・第6図3

本稿は、香川の古瓦研究の先駆者である安藤文良氏に讃岐国分寺の瓦についてご指導を頂く中で、国分寺の創建問題が未解決であるとの指摘を受けて作成したものである。讃岐国分寺の創建問題については複雑で、なお不明な部分が多いが、新たな資料の発見とそれに基づく初期の讃岐国分寺像をわずかでも提示できたことから、本稿をもって、安藤文良氏の日頃のご指導に対するささやかなお礼に代えたい。

本稿をまとめるにあたって、安藤文良氏のほか、岡山理科大学亀田修一氏には国分寺研究の現況や瓦の年

代比定などについて多くのご教示をいただいた。さらに、開法寺を含む坂出市の地域史を長年研究されている川畑迪氏、国分寺町教育委員会の方々、讃岐国分寺資料館植松みち子氏・後藤力氏、牟礼町洲崎寺住職御城俊宏氏、大阪市文化財協会寺井誠氏、坂出市教育委員会今井和彦氏、高松市教育委員会川畑聰氏、善通寺市教育委員会笹川龍一氏、丸亀市教育委員会東信男氏、高知県埋蔵文化財センター山本哲也氏、高知市教育委員会田上浩氏、帝塚山大学森郁夫氏、奈良文化財研究所花谷浩氏、柏原市歴史資料館安村俊史氏、香川県埋蔵文化財センター森格也氏に多くのご教示、ご協力をいただいた。末筆ながら、厚くお礼を申し上げたい。

天平勝宝以前の讃岐国分寺

渡部明夫

西暦741年、聖武天皇の「国分寺造営の詔」によって全国で国分寺・国分尼寺の創建が開始した。讃岐国分寺は770年代に再整備された伽藍は明らかにされたが、それ以前の国分寺の実態は不明であった。

そこで、本論では讃岐国分寺から出土した8世紀中頃以前と考えられる瓦、須恵器から、創建時の讃岐国分寺を明らかにしようとした。

その結果、再整備前の讃岐国分寺は整備された大規模な伽藍をもたず、数棟の建物で構成されていたものと推定され、この地域の豪族である綾氏が讃岐国府の国分寺創建に協力したことが明らかになった。

Sanuki Kokubunji temple up to and including the Tenpyoushoho period (749AD ~ 756AD)

By Akio Watanabe

In 741AD, Emperor Shomu issued an Imperial edict on the construction of the Kokubunji temples(provincial monasteries), and he started the construction of a Kokubunji temple in each province of Japan.

In Kagawa prefecture, we know the layout of Sanuki Kokubunji temple which was rebuilt in 770sAD. But we have no information about it before it was rebuilt.

I tried to determine the design of Sanuki Kokubunji temple at the time of its creation, by observation of the unearthed roof tiles and Sue pottery which I know were made before the middle of the 8th century.

As a result, prior to the reconstruction of the Sanuki Kokubunji temple there must have been several buildings without any grand-scale temple.

It became apparent that the Aya family who were the dominant clan in that area supported the Sanuki provincial government in the construction of Sanuki Kokubunji temple.

天平胜宝以前的赞岐国分寺

渡部明夫

公元 741 年，根据圣武天皇的“国分寺兴建诏书”，全国开始兴建国分寺·国分尼寺。已经证实赞岐国分寺是公元 770 年代再次修建的寺院，在此之前的国分寺的情况不详。

所以，我们想通过从赞岐国分寺出土的被认为是 8 世纪中叶以前的瓦、须惠器，了解赞岐国分寺创建时的情况。

结果判定再次兴建前的赞岐国分寺并没有大规模的寺院，只是由几栋建筑物构成，并且这一地区的豪族绫氏曾为创建赞岐国府的国分寺出过力。

덴표쇼호（天平勝宝）이전의 사누키 고쿠분지

와타나베 아키오

서기 741 년 , 성무천황 (聖武天皇) 의 「고쿠분지 축조의 조」 에 의해서 전국에서 고쿠분지 · 고쿠분지지의 창건을 개시했다 . 사누키 고쿠분지는 770 년대의 재정비된 가람 (伽藍) 은 밝혀졌지만 , 그 이전의 고쿠분지의 실태는 불명확하다 .

거기서 , 본론에서는 사누키 고쿠분지로부터 출토된 8 세기 중순 이전으로 생각되는 기와 , 스에키 (須惠器) 로부터 , 창건시의 사누키 고쿠분지를 분명히 하려고 했다 .

그 결과 , 재정비 전의 사누키 고쿠분지는 정비된 대규모 가람을 가지지 않고 , 몇개 동의 건물로 구성되어 있던 것으로 추정되고 , 이 지역의 호족인 아야씨 (綾氏) 가 사누키국부의 고쿠분지 창건에 협력했던 것이 밝혀졌다 .